

愛知県環境審議会水質部会（平成 23 年度第 2 回）会議録

1 日時

平成 23 年 8 月 30 日（火）午前 10 時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

（ 1 ）委員（ 14 名）

木村部会長、小嶋委員、松尾委員、石附専門委員、井上専門委員、谷村専門委員、浜島専門委員、湯地専門委員、足立特別委員（代理：中部地方整備局企画部建設専門官）、荒川特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、木田特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課専門官）、竹森特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、三宅特別委員（代理：名古屋国税局課税第二部鑑定官室主任鑑定官）、森重特別委員（代理：中部運輸局交通環境部計画調整官）

（ 2 ）事務局（ 10 名）

（愛知県環境部）渡邊技監

（水地盤環境課）杉本課長、大矢主幹、岩田主幹、戸澤課長補佐、鈴木主査
成瀬主任、加納技師、野田技師

（環境調査センター）水野水圏部長

4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

5 議事

- ・ 会議録への署名は、井上専門委員、谷村専門委員が行うこととなった。
- ・ 事務局から、資料 1 に基づき、前回の水質部会における委員意見及びその対応について説明があった。

（ 1 ）第 7 次水質総量削減について

ア 総量削減計画(案)

- ・ 事務局から、資料 2 - 1、資料 2 - 2 及び資料 2 - 3 に基づき説明があった。

< 議題アに関する質疑応答 >

[小嶋委員] 資料 2 - 3 の削減の方途で、事業の実施の欄に 5 つの事業が挙げられている。その中で、「促進」と「推進」を使い分けているのはなぜか。

[事務局] 「推進」を用いているのは県として事業を実施する場合であり、「促進」を用いているのは他者に実施を促す場合である。例えば、下水道整備は県及

び市町村が積極的に整備していくものであるため、「推進」を用いている。合併浄化槽については、設置を促していくということから、「促進」を用いている。

[小嶋委員] 目標となっている 16,000 基は、全体数に対してどのくらいの割合か。

[事務局] 5年間に 16,000 基を補助対象にすることが目標になっているため、1年当たり約 3,000～4,000 基を補助対象にすることになる。現在愛知県には合併処理、単独処理を併せて約 640,000 基の浄化槽が設置されている。これは全国一の設置基数であり、浄化槽は愛知県の汚水処理において大きな割合を占めている。

下水道の普及に伴って浄化槽の設置基数は減少することから、今回の計画案における補助対象基数の目標は、第 6 次計画に比べ減っている。浄化槽の新設基数は年間 10,000 基程度であり、そのうちの 3 割から 4 割が補助対象となるものと考えている。

[小嶋委員] 第 7 次計画案には合併処理浄化槽への転換を図ると掲げているため、補助対象基数の目標数値を増加させるものと思った。目標数値を高く掲げる意向はないのか。

[事務局] 浄化槽設置補助については、経済状況や愛知県の厳しい財政状況も関係しており、目標をなかなか上げられない現状がある。目標は掲げていないが、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することも重要である。単独処理浄化槽では雑排水が未処理のまま放流されるのに対し、合併処理浄化槽では雑排水も処理される。そのため転換の促進を図ることとしており、転換についても国と県と市町村で補助をしている。

[松尾委員] 資料 2 - 1 の 9 ページ表 4 の下水道整備計画で処理人口とあって、資料 2 - 3 では接続人口とある。これらは同じものか。

[事務局] この計画案では、下水道整備の処理人口は下水道への接続人口を示している。

[井上委員] 資料 2 - 1 の 9 ページの合併処理浄化槽の転換促進等とあるが、概要である資料 2 - 3 では、補助対象基数 16,000 基を目標に整備を促進することのみが挙げられており、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するという記述がない。資料 2 - 3 にも記述してはどうか。この資料を見た単独浄化槽設置者が転換しようと思うかもしれないため、検討をお願いしたい。

[事務局] 資料 2 - 1 と資料 2 - 3 とで記述が異なっているため、資料 2 - 3 の表題を「合併処理浄化槽の転換促進等」として、転換の促進と補助対象基数とを並列して記載することとする。

[湯地委員] 資料 2 - 1 の 14 ページ、イの水質改善に資する漁業活動の推進で 3 つのことが挙げられているうち、1 つ目はノリの養殖により海域中の栄養塩を取り出し、3 つ目はアサリ漁獲により懸濁物質やプランクトンを取り出すということで分かりやすい。一方、2 つ目の水生生物の安定的な漁獲の推進は、具体的に漁業活動が水質改善にどのようにつながるかが分かりにくい。

実際には何を意味しているのか。

[事務局] 栄養塩が海域に流入するとプランクトンが増大し、それを食べる底生生物等が増大し、それらを食べる魚類等が増大するといったように連鎖する。漁業活動により魚類等を取り上げることは、海水中の栄養塩を取り出すことにつながることから、漁業活動による水質改善策という言葉を使っている。水生生物の安定的な漁獲は、海水中に自然に存在する窒素、りんを取り込んだ魚類等を、漁業活動で取り上げることにより水質が改善するという意味である。

[湯地委員] 少し分かりにくい表現であるが、意味は理解した。

[小嶋委員] ノリの養殖により栄養塩が減少することについて、量的な根拠はあるのか。

[事務局] ノリの生産は冬季に行われる。昔は一回の種付けで栄養塩が多量に流入していたため、通常、三回採れた。今では、流入負荷が減少し、三回目は採れない状況である。そういった事象は、ノリが栄養塩をしっかりと体内に吸収しているという証拠になるのだと思う。

[小嶋委員] 局所的に栄養塩が取り込まれることにより、海洋の栄養塩濃度が変わるほどの効果はあるのか。

[事務局] 昔は漁業関係でノリの色落ちという現象は見られなかった。昨今、栄養塩の流入負荷の低減を図り、十分に低減されてきており、それにより色落ちの影響が出るほどである。海域全体における量が変わるというほどではないが、沿岸域ではノリの養殖による削減効果が現れているものと考えている。

イ 総量規制基準(案)

- ・ 事務局から資料3に基づき説明があった。

< 議題イに関する質疑応答 >

[井上委員] 資料3の2ページの表2の について、国は、現状より悪化させない観点から、C値範囲の上限値が都府県のC値の最大値より大きい業種等区分は最大値まで上限値を引き下げるといった見直しを行っている。

例えば、9ページの整理番号2の畜産農業のC_{po}について、県の第6次のC値は36であり、国のC値範囲の上限値が40から36に見直された。これは、現状から悪化させない観点からということから、関係する都府県のC値の最大値まで下げたため、この36になった。ということは、愛知県が最大値を設定していたことになる。他都府県と横並びとすることがよいことかは分からないが、他都府県並みに下げるといった観点からの見直しは難しいのか。

[事務局] 現状、畜産農業については36というC値を守れていない事業場がある。最も緩い36をC値に定め、これを守るよう指導することが、第一に行うべきことだと考えている。状況が良くなってくるようであれば、さらに削減を図るといった観点からC値を見直していく、といったように段階的に進めていくのがよいと考えている。

なお、畜産農業は個々の事業場の排水量が少なく、負荷量として全体に占

める割合は多くはない。その他にもC値を超えている業種等はいくつかあるが、それらの業種等についても、負荷量は全体の1割に満たない程度である。排水量が多く負荷量が多い業種等について、規制指導を行うのが肝要だろうと思う。

[井上委員]そのような業種が他都府県と比べて高い値であることを認識し、指導等を行ってほしい。また、愛知県だけが国の示したC値範囲の上限値に設定しているのであれば、愛知県が下げれば国の上限値も下がることにつながると思うので、そういうことが可能かどうかという観点からも検討してほしい。

[事務局]現状を把握するとともに、指導は今後も続けていく。基準については、指導の効果が現れれば、次回第8次総量規制では違った観点からC値引き下げの見直しを行うことになると思う。県として努力する。

[木村部会長]この話は一般論か。若しくは畜産農業に限った話か。

[井上委員]一般論である。例として畜産農業を出したが、他にも8ページの整理番号203のステンレス硝酸酸洗工程がそれに相当する。他にも7ページ整理番号193の鍛工品製造業のC_{co}、同じページ整理番号223のし尿処理業のイの備考もそうである。

[木村部会長]今の井上委員の話は非常に重要である。一つの県がC値を引き下げた場合には、日本全体の水質中の総量を落とすことにつながる可能性がある。引き下げることが難しいのであれば、なぜ難しいのか、根拠、理由を示すことが重要である。井上委員の意見を積極的に検討していただきたい。

[中部経済産業局]と の考え方について考え方の整理をもう一度説明してほしい。6ページのC値見直しの考え方の について、CODの整理番号122の有機ゴム薬品製造工程は、第6次では下限値の280、270を県のC値に設定しているが、第7次ではいずれも上限値に設定している。同様に、7ページの考え方の について、整理番号97パルプ製造業等は、第6次ではいずれも下限値の30を使っているが、第7次では国のC値範囲の下限値がすべて20に引き下げられたにもかかわらず、すべて第6次と同様の30になっている。第6次では下限値に設定し削減を図ろうとしたのなら、今回そうしない理由は何があるのか。

[事務局]6ページのCODの有機ゴム薬品製造工程については、第6次では270、280というC値が設定されていたところに、国のC値範囲の見直しにより150から160になった。一度に引き下げるとは事業場にとって困難が伴うだろうと判断したため、まずは上限値の160を目標に削減を行っていただくといった趣旨である。

7ページのパルプ製造業等については、国のC値範囲が変更されたために上限値になった。これまで6次にわたる総量規制によりかなりの削減が図られてきており、第6次総量規制でその実績等を踏まえて30という値を設定した。今回の第7次総量規制において、国の示したC値範囲内であり、さらに20まで下げなければならない理由もないため、従前のままとした。

[中部経済産業局]有機ゴム薬品製造工程において大幅にC値範囲が引き下げら

れたということは、何らかの理由があるはずである。普通に考えれば、不可能な値を基準として定めるとは思えないので、実現可能な値だろうと思われる。そうであれば、県が上限値に設定する必要はないのではないかと。

パルプ製造業等の場合は、第6次は下限値だったが、国のC値範囲の変更により第7次では上限値になった。今までの努力によりC値範囲に入っているため、そのままよいのではないかと説明だと思ふ。

そのようなことになると、下限値を変更されても、C値範囲の中に収まっていれば、その業種等は努力しなくてもよいことになる。一方、C値範囲内を外れることになった業種等は、負荷量削減の努力をしなければならなくなってしまう。それは非常に不平等のように感じるが、県の説明はそれに堪えうるものと考えているのか。

[事務局] 6ページの有機ゴム薬品製造工程については、国は一律排水基準の日最大値との整合を図るためにC値範囲を変更したものである。第6次のC値が270、280であることを踏まえ、今回のC値範囲の上限値に近い事業場もあるだろうと考え、まずは最も緩い上限値にC値を設定した。第8次総量規制規準を検討するときには、排水実態を踏まえてさらに厳しくすることもあり得ると考えている。

7ページのパルプ製造業等については、第6次のときには下限値に設定されていたが、第7次のC値範囲内にあるにもかかわらず、国のC値範囲が変更されたからといって、それに連動して県がC値を変更する必要があるかということが要点である。この業種等区分に係る国の見直しは、これまでにC値範囲が見直されてこなかったため、上限値を実績最大水質まで引き下げたというものである。実際、県内のこの業種等区分の全ての事業場は30を満たしている。基準を満たしているからといって、基準を厳しくするのは、この業種のみを特別に厳しくするという事態になりかねないため、C値範囲内であれば見直しの必要がないということで整理をしている。

[中部経済産業局] 計画(案)について、数値を守ってもらうための対応方法の一つに、従来記載のなかった「立入検査等を行うことにより」を記述するとの説明があり、より厳しい対応をとることと感じた。今後厳しい指導をされるのであれば、事業者側に対する配慮があればよいと思う。

[事務局] 資料2-1の計画(案)11ページに「立入検査等を行うことにより」という記述を追加したが、これは立入検査等の強化という意味ではなく、従来計画では遵守の徹底に関する方策が書かれておらず、方策を明確にするために修正したものであり、語句の整理の範疇のものである。したがって、立入検査等は従来どおり行っていく。

[井上委員] 資料3の7ページのパルプ製造業等について、第6次のC値30に対して水質実態はどのようなか。国は現状を悪化させない観点からC値範囲を定めている。県もこれに基づき、例えば実態が25であれば、C値を25にすることはできるのではないかと。これはパルプ製造業等に限った話ではなく、他の業種等区分においても、C値範囲の上限値に設定されている業種等区分について、今回そのようにする必要はないが、厳しくするという観点からの

見直しも必要ではないか。

[事務局] 国の総量規制規準見直しの基本方針に従って、県の見直し案を作成した。今回の国の考え方では、30年間で負荷量削減がかなり図られてきたため、C値範囲の見直し対象は少ない。県の第6次のC値が国の変更後のC値範囲から外れてしまった業種等区分については見直しを行ったが、C値範囲内に入っている業種等区分については、現行のC値を超えている事業場もなかにはある。そのような現状を踏まえると、C値を引き下げのではなく、C値を守らせるよう指導することが先決である。立入検査等を記述したことについては、特にこれから立入検査等を強化するという意味ではなく、従前どおり指導を行っていくものである。C値を超えている事業場については、守るよう指導し、第8次総量規制基準作成の際にはC値の見直しができるよう指導を行っていく。

- ・ 資料2の総量削減計画(案)及び資料3の総量規制基準(案)について、パブリックコメントを実施することについて、事務局から説明があった。
- ・ 事務局から、資料4に基づき今後のスケジュールについて説明があった。

[木村部会長] 本日の議論をまとめると、総量削減計画(案)については、資料2-3の事業の実施のうち合併処理浄化槽に関する記述を修正することと、漁業活動が水質改善につながる意味合いについて議論がなされた。また、総量規制基準(案)については、資料3に示した内容によりパブリックコメントを実施することを委員が了承されているか気になっているがどうか。

[中部経済産業局] 第8次総量規制につながるのならば、このままでよい。

[木村部会長] 県のC値が国の変更したC値範囲内にあっても、水質実態を勘案し、基準を厳しくしてはどうか、という議論があったことを第8次総量規制に引き継いでいくことでよいか。

[木村部会長] 異議もないようであり、各委員に事務局案を了解いただいたので、事務局で適切にパブリックコメントを進めてください。

(2) その他
特になし。